

日本語版

【出入国在留管理庁からのお知らせ】(20210326)

ご登録ありがとうございます！

出入国在留管理庁メール配信サービス創刊号（その2）です！

創刊号は、登録いただいた皆様にお送りしております。

次からは、登録する際に選択した、配信を希望する情報に合わせて情報をお届けします！

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により本国等への帰国が困難な外国人に係る在留諸申請の取扱いについて

詳細はこちら

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005847.pdf>

○在留資格認定証明書の有効期間や再入国許可による出国中に再入国許可期限が切れてしまった場合などの本邦に入国を予定している方に係る取扱いについて

詳細はこちら

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005850.pdf>

○コロナ禍において、本国や居住地に帰国することができず、本邦での生計維持が困難である外国人の方に対して、週28時間以内の就労（アルバイト）を認めることとしています。

詳細はこちら

<http://www.moj.go.jp/isa/content/001334300.pdf>

～技能実習生、監理団体、実習実施者等の皆様へ～

○技能実習生が、技能実習修了後に航空便等の影響で直ちに帰国ができない場合や、技能実習の途中で実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となり、新たな実習先も見つからないような場合などには、「特定活動」への変更を認める等の在留資格上の特例措置を講じています。

○技能実習生がこれらの手続をせずに在留期限が経過した場合、適法に在留することができなくなり、不安定な立場に置かれることになってしまいます。

そのようなことにならないよう、技能実習生の皆さんはもとより、監理団体・実習実施者

等の皆様におかれましても、在留期限を迎える技能実習生に対し、在留資格上の特例措置があることを確実に周知し、適切に御対応いただくようお願いいたします。

なお、在留資格上の特例措置について、「やさしい日本語」や英語によるメール配信をしていますので、そちらも合わせて周知いただくようお願いいたします。

【技能実習生の在留資格変更手続】

- ・ 本国への帰国が困難な場合、「特定活動（6 か月）・就労可」または「特定活動（6 か月）・就労不可」への在留資格変更が可能です。
- ・ 試験の取りやめなどで、技能実習の次の段階（2 号または 3 号）へ移行できない場合、「特定活動（4 か月・就労可）」への在留資格変更が可能です。
- ・ 技能実習 2 号を修了後、特定技能 1 号への移行に時間がかかる場合、「特定活動（4 か月・就労可）」への在留資格変更が可能です。
- ・ 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となり、新たな実習先も見つからない場合など一定の条件を満たす場合は、（介護、農業等の 14 分野）で就労が認められる「特定活動（最大 1 年・就労可）」への在留資格変更が可能です。

詳細はこちらを御確認ください。

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005054.pdf>

手続の詳細や書類についてはこちらを御確認ください。

http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00026.html

雇用維持支援特定活動についてはこちらを御確認ください。

http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri14_00008.html

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた留学生への対応について

詳細はこちらを御確認ください。

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005235.pdf>

※登録情報の変更はこちら

（この URL は、登録者個人により異なるため、省略します。）

※登録の解除はこちら

（この URL は、登録者個人により異なるため、省略します。）

※登録情報の変更及び登録解除の URL は本日から 90 日間有効です。

有効期間を過ぎた場合、こちらから再発行願います。

https://mail.isa.go.jp/m/ja_urlreissue

※なお、本メールへのご返信はできませんので、ご了承ください。

出入国在留管理庁

〒100-8973 東京都千代田区霞が関 1-1-1

03-3580-4111 (代表)

やさしいにほんご版

【出入国在留管理庁（しゅつにゆうこくざいりゆうかんりちょう）からのお知らせ】
(20210326)

登録(とうろく)ありがとうございます！

出入国在留管理庁（しゅつにゆうこくざいりゆうかんりちょう）メール配信（はいしん）サービスのはじめてのお知らせ（その2）です！

このメールは、登録（とうろく）した皆様（みなさま）に送（おく）っています。

次（つぎ）からは、登録（とうろく）するときに選（えら）んだ、あなたがほしい情報（じょうほう）をお届け（とど）けします！

○新（あた）らしいコロナウイルスの病気（びょうき）の影響（えいきょう）で、自分（じぶん）の国（くに）に帰（かえ）ることが難（むずか）しい人（ひと）のために、そのまま日本（にほん）にいたり、仕事（しごと）を続（つづ）けることができるようにしたりする入管（にゅうかん）の特別（とくべつ）なルールがあります。

詳（くわ）しくはこちら

<http://www.moj.go.jp/isa/content/001320712.pdf>

○新（あた）らしいコロナウイルスへの対策（たいさく）で、日本（にほん）に入（はい）ることができない人（ひと）のために入管（にゅうかん）の特別（とくべつ）なルールがあります。

詳（くわ）しくはこちら

<http://www.moj.go.jp/isa/content/001320712.pdf>

○新（あたらしい）しいコロナウイルスの病気（びょうき）の影響（えいきょう）で、国（くに）に帰（かえ）ることができず、日本（にほん）で生活（せいかつ）するお金（かね）がなくて困（こま）っている人（ひと）は、アルバイトができます。

入管（にゅうかん）に書類（しょるい）を出（だ）して、「資格外活動許可（しかくがいかつどうきょか）」＜＝仕事（しごと）ができない在留資格（ざいりゅうしかく）の人（ひと）が、仕事（しごと）をしたいときにもらうもの＞をもらうと、1週間（しゅうかん）に28時間（じかん）までアルバイトができます。

詳（くわ）しくはこちら

<http://www.moj.go.jp/isa/content/001334302.pdf>

【技能実習生（ぎのうじっしゅうせい）の皆様（みなさま）へ】

新（あたらしい）しいコロナウイルスのため、

- ・ 技能実習（ぎのうじっしゅう）が終（お）わった後（あと）で、自分（じぶん）の国（くに）に帰（かえ）ることができない人（ひと）
- ・ 技能実習（ぎのうじっしゅう）の試験（しけん）を受（う）けることができない人（ひと）
- ・ 「特定技能1号（とくていぎのう1ごう）」に在留資格（ざいりゅうしかく）を変（か）える準備（じゆんび）ができていない人（ひと）
- ・ 会社（かいしゃ）をやめろと言（い）われるなど技能実習（ぎのうじっしゅう）ができなくなった人（ひと）

などの特別（とくべつ）なルールについて、詳（くわ）しくはこちらをみてください。

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005367.pdf>

<http://www.moj.go.jp/isa/content/001336424.pdf>

○新（あたらしい）しいコロナウイルスのため、日本（にほん）から出（で）ることができない元留学生（もとりゅうがくせい）の人（ひと）が、アルバイトできる在留資格（ざいりゅうしかく）があります。

2020年（ねん）10月（がつ）19日（にち）から、学校（がっこう）を途中（とちゅう）でやめた人（ひと）も、この在留資格（ざいりゅうしかく）をもらえるようになりま

した。

詳（くわ）しくはこちら

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005235.pdf>（日本語版（にほんごばん）のみ）

※登録（とうろく）したことを変（か）えたいときはこちら

（登録（とうろく）した人（ひと）により、この URL は違（ちが）うため、書（か）きません。）

※登録（とうろく）をやめるときはこちら

（登録（とうろく）した人（ひと）により、この URL は違（ちが）うため、書（か）きません。）

※変更（へんこう）と 解除（かいじょ）の URL は今日（きょう）から 90 日間（にちかん）使（つか）うことができます。

使（つか）うことができる期間（きかん）を過（す）ぎたときは、こちらからもう一度（いちど）メールアドレスを入（い）れてください。

https://mail.isa.go.jp/m/plja_urlreissue

※このメールアドレスにメールを送（おく）ることはできません。

出入国在留管理庁（しゅつにゆうこくざいりゆうかんりちょう）

〒100-8973 東京都（とうきょうと）千代田区（ちよたく）霞が関（かすみがせき）1-1-1
03-3580-4111（代表（だいひょう））

英語版

【Japan Immigration Service News】（20210326）

Thank you for your registration!

This is the first issue of Japan Immigration Service News (Part 2)!

This first issue is sent to all registered users.

From the next distribution, we will send you information according to the information you want to get, which you selected at the time of registration!

○Handling of foreign nationals who have difficulty returning to their home country or other country

Click here for details.

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005849.pdf>

○Handling of foreign nationals planning to enter Japan

Click here for details.

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005851.pdf>

○For foreign nationals who are unable to return to their home country due to the COVID-19 pandemic and wish to work (part-time)

Click here for details.

<http://www.moj.go.jp/isa/content/001334335.pdf>

○Handling for the technical intern trainee due to the spread of the new coronavirus infection (Covid-19)

“ After the technical intern training, it is difficult to return to their country “

Click here for details.

<http://www.moj.go.jp/isa/content/001334335.pdf>

“When a technical intern trainee is dismissed during the technical intern training“

Click here for details.

<http://www.moj.go.jp/isa/content/001336425.pdf>

○Handling of foreign students who have difficulty returning to their home country or other country

Click here for details.

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005849.pdf>

*See here to change the information you registered.

(This URL is omitted because it differs depending on the individual registered user.)

*See here to cancel registration.

(This URL is omitted because it differs depending on the individual registered user.)

*URLs for changing information registered and canceling registration are valid for 90 days.

See here to re-issue a URL if yours has expired.

https://mail.isa.go.jp/m/en_urlreissue

*Please be aware that it is not possible to reply to this email.

Immigration Services Agency of Japan

1-1-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, Postal Code 100-8973

Phone: 03-3580-4111 (Representative)
